

## 債権の放棄の報告について

次のように債権を放棄したので、これを報告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 住宅改修資金に係る貸付金債権の放棄

## (1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
熊本市債権管理条例（平成28年条例第12号。以下「条例」という。）第14条第1項第5号の規定に該当するため	1件	1,637,967円

(2) 放棄により利益を受けた者 住宅改修資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月10日

## 2 高齢者住宅整備資金に係る貸付金債権の放棄

## (1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	2件	1,633,726円

(2) 放棄により利益を受けた者 高齢者住宅整備資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月27日

## 3 福祉電話使用料に係る金銭債権の放棄

## (1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
-------	----	-----

条例第14条第1項第3号の規定に該当するため	26件	20,010円
------------------------	-----	---------

(2) 放棄により利益を受けた者 福祉電話を使用していた者であって、これに係る使用料を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月27日

#### 4 児童扶養手当に係る返還金債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	1件	168,270円

(2) 放棄により利益を受けた者 児童扶養手当の支給を受けた者であって、これに係る返還金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月12日

#### 5 令和4年度（2022年度）熊本市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係る返還金債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	1件	150,000円

(2) 放棄により利益を受けた者 令和4年度（2022年度）熊本市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給を受けた者であって、これに係る返還金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月13日

#### 6 母子父子寡婦福祉資金に係る貸付金等債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	2件	1,390,934円

(2) 放棄により利益を受けた者 母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金等を完納していないもの

いもの

(3) 放棄の時期 令和7年3月4日

7 産業廃棄物税に係る求償債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	1件	4,130円

(2) 放棄により利益を受けた者 特別徴収義務者である本市に産業廃棄物税を支払わなかった者であって、これに係る求償金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月17日

8 体育施設使用料債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第4号の規定に該当するため	1件	10,630円

(2) 放棄により利益を受けた者 体育施設を使用した者であって、これに係る使用料を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年3月19日

9 住宅新築資金に係る貸付金債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	2件	15,257,430円

(2) 放棄により利益を受けた者 住宅新築資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月17日

10 宅地取得資金に係る貸付金債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	2件	14,688,360円

(2) 放棄により利益を受けた者 宅地取得資金の貸付けを受けた者であって、こ

れに係る償還金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月17日

1.1 即決和解により確定した市営住宅の家賃に係る金銭債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	1件	1,359,200円

(2) 放棄により利益を受けた者 市営住宅に入居していた者であって、家賃を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月17日

1.2 略式代執行に係る解体工事費債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第4号の規定に該当するため	1件	1,650,000円

(2) 放棄により利益を受けた者 略式代執行により除却した特定空家等を所有していた者であって、これに係る解体工事費を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月7日

1.3 雇用促進住宅の専用水道に係る水道料金債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	1件	216,564円

(2) 放棄により利益を受けた者 雇用促進住宅の専用水道を使用していた者であって、水道料金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年1月31日

1.4 都市公園施設使用料債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第4号の規定に該当するため	1件	238,780円

(2) 放棄により利益を受けた者 都市公園施設を使用した者であって、これに係

る使用料を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年2月19日、同年3月19日

1.5 水道料金債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	19件	209,207円
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	903件	6,251,926円

(2) 放棄により利益を受けた者 本市の水道を使用していた者であって、水道料金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年3月3日

1.6 医療費債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	1件	276,000円
条例第14条第1項第4号の規定に該当するため	1件	67,160円
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	31件	3,227,384円

(2) 放棄により利益を受けた者 本市の病院事業による診療を受けた者であって、これに係る医療費を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年3月14日

(提出理由)

熊本市債権管理条例（平成28年条例第12号）第14条第1項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき、市議会に報告するものである。